

総行過 第 38 号  
農 振 第 2374 号  
国都地 第 128 号  
平成 22 年 4 月 1 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

総 務 大 臣

農 林 水 産 大 臣

国 土 交 通 大 臣

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律の施行について（通知）

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 3 号。以下「本改正法」という。）が平成 22 年 3 月 17 日に公布され、本日施行されました（ただし、失効期限の延長に係る改正規定は公布の日に施行。）。

あわせて、過疎地域自立促進特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成 22 年政令第 47 号）及び過疎地域自立促進特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成 22 年総務省・農林水産省・国土交通省令第 1 号）がそれぞれ公布、施行されるとともに、本改正法により追加された過疎地域の要件に該当する過疎地域をその区域とする市町村の公示が本日用されたところです。

過疎地域では、住民生活の安全・安心の基盤となる公共施設の整備水準などについて全国との差がなお存在しているほか、財政状況は厳しく、著しい人口減少と高齢化の進展、

農林水産業の衰退、将来の維持が危ぶまれる集落の発生、身近な生活交通の不足、地域医療の危機などの様々な問題に直面しています。一方で、過疎地域は、安全・安心な食料や水、エネルギーの供給、国土の保全、災害の防止、地球温暖化の防止など、過疎地域の住民福祉の向上のためのみならず、国民全体の安全・安心な生活を支える重要な公益的機能を有しています。

過疎対策の推進に当たっては、過疎地域が有するこれらの公益的機能について国民全体が適切に認識し、積極的に評価した上で、過疎問題の解決を国民全体の課題と捉え、過疎地域の住民のいのちと暮らしを守る実効性ある対策を講じていくことが求められています。また、過疎地域を取り巻く厳しい現状を踏まえれば、今後は、これまでのハード事業に加え、いわゆるソフト事業の重要性がますます高まっていくものと考えられます。

本改正法は、このような現状認識を踏まえ、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「過疎法」という。）の失効期限を6年間延長するとともに、平成17年国勢調査の結果に基づく過疎地域の要件の追加、過疎対策事業債のソフト事業への拡充及び対象施設の追加などを内容とする過疎法の一部改正を行うことにより、時代に対応した実効性ある過疎対策を講じようとするものです。

つきましては、下記の事項を御了知の上、貴都道府県内の市町村に対して周知いただくようお願いいたします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

## 記

### 第1 過疎地域の要件の追加に関する事項

1 本改正法によって追加された過疎地域は、次の人口に係る要件及び財政力に係る要件に該当する市町村（公営競技の売得金及び売上金に係る収益として得られる平成20年度の収入が20億円を超える市町村を除く。）の区域をいう。

(1) 人口に係る要件としては、次の(イ)から(ニ)までのいずれかに該当すること。

(イ) 昭和35年の国勢調査人口と平成17年の国勢調査人口による人口減少率（小数点以下4位までの数値について小数点以下2位未満を順次四捨五入する。以下同じ。）が0.33以上であること。

(ロ) 昭和35年の国勢調査人口と平成17年の国勢調査人口による人口減少率が0.28以上で、かつ、平成17年の国勢調査人口における65歳以上人口の比率（小数点以下3位未満を四捨五入する。以下「高齢者比率」という。）が0.29以上であること。

(ハ) 昭和35年の国勢調査人口と平成17年の国勢調査人口による人口減少率が0.28以上で、かつ、平成17年の国勢調査人口における15歳以上30歳未満人口の比率（小数点以下3位未満を四捨五入する。以下「若年者比率」という。）が0.14以下であること。

(注) ただし、(イ)、(ロ)及び(ハ)の場合、昭和55年の国勢調査人口と平成17年の国勢調査人口による人口増加率が0.1未満であること。

(二)昭和55年の国勢調査人口と平成17年の国勢調査人口による人口減少率が0.17以上であること。

(2) 財政力に係る要件としては、平成18年度から平成20年度までの財政力指数の平均（各年度の財政力指数は小数点以下5位未満を四捨五入し、3箇年度の財政力指数の平均は小数点以下2位未満を切り捨てる。）が0.56以下であること。

なお、廃置分合又は境界変更があった場合の人口減少率等の算定基礎となる人口の算定方法は、当該廃置分合又は境界変更によって増加した区域に係る国勢調査人口を合算し、減少した区域に係る国勢調査人口を控除するものとする。また、廃置分合又は境界変更があった場合の財政力指数の算定基礎となる基準財政収入額又は基準財政需要額の算定方法は、当該廃置分合又は境界変更により新たに設置され、又は境界が変更された市町村の区域を区域とする独立の市町村が当該廃置分合又は境界変更のあった年度の4月1日に存在したものと仮定して、合算し、又は地方交付税法（昭和25年法律第211号）第9条第2号の例によりあん分して、計算するものとする。

（法第2条第1項第2号、第34条、令第1条、第3条、第4条）

2 総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣は、過疎地域をその区域とする市町村を公示するものであり、平成22年4月1日付けの官報で101市町村（うち従前の非過疎市町村58団体、従前のいわゆる「みなし過疎」市町村（第33条第1項適用）28団体、従前のいわゆる「一部過疎」市町村（第33条第2項適用）15団体）を新たに全域過疎地域として公示している。この公示は、いわゆる確認行為であるが、この公示がなければ過疎地域として確定しないので、過疎法に規定する各種の措置は、公示後でなければ受け得ないものである。

なお、新たに全域過疎地域として公示された団体を除き、改正法の施行前に既に過疎地域をその区域とする市町村として公示が行われている団体については、従前からの取扱いに変更はない。

過疎地域をその区域とする市町村として公示された市町村（以下「過疎地域の市町村」という。）が、将来、人口減少率、高齢者比率若しくは若年者比率又は財政力指数の要件に係る数値を満たさなくなった場合においても、過疎法の有効期間中は過疎地域としての特別措置を受け得るものである。

（法第2条）

3 平成22年4月1日以後に行われた廃置分合又は境界変更により新たに設置され、又は境界が変更された市町村については、本改正法による改正後の過疎法第2条第1項第1号及び第32条の規定は適用しないこととしている。従って、平成22年4月1日以後の市町村の廃置分合又は境界変更に際しては、新たに追加された過疎法第2条第1項第2号の規定に基づき、当該市町村が過疎地域に該当するか否かを判断する。

（改正法附則第2条）

## 第2 過疎地域自立促進方針等の策定に係る義務付け等の見直しに関する事項

1 過疎地域自立促進方針（以下「自立促進方針」という。）、過疎地域自立促進市町村

計画（以下「市町村計画」という。）及び過疎地域自立促進都道府県計画（以下「都道府県計画」という。）については以下(1)～(3)のとおり、過疎地域の市町村のみでは設置することが困難な公共下水道の幹線管渠等の整備に係る都道府県代行制度については以下(4)のとおり、それぞれ見直しを行っている。

(1) 自立促進方針

- ① 自立促進方針の策定の義務付けを廃止し、「できる」規定化した。
- ② 自立促進方針の内容として定めるべき事項を例示化した。
- ③ 過疎地域の市町村は、自立促進方針が定められていない場合には、都道府県に対し、自立促進方針を定めるよう要請することができるものとし、要請があったときは、都道府県は、速やかに、方針を定めるものとした。

(2) 市町村計画

- ① 市町村計画の策定の義務付けを廃止し、「できる」規定化した。
- ② 市町村計画の内容として定めるべき事項を例示化した。
- ③ 過疎地域の市町村が、市町村計画を定めようとするときに、あらかじめ都道府県に協議しなければならない事項を限定し、「地域の自立促進の基本的方針に関する事項」（法第6条第2項第1号）及び「前各号に掲げるもののほか、地域の自立促進に関し市町村が必要と認める事項」（法第6条第2項第10号）を協議対象から除外した。

(3) 都道府県計画

- ① 都道府県計画の策定の義務付けを廃止し、「できる」規定化した。
- ② 都道府県計画の内容として定めるべき事項を例示化した。

(4) 公共下水道の都道府県代行制度

- ① 市町村から国土交通大臣への申請の際の都道府県への事前協議を廃止した。

従って、市町村又は都道府県の判断により、市町村計画又は都道府県計画の策定の有無を選択することや、計画に定める事項を任意に選択することも可能となったところであるが、過疎法に基づく財政上の特別措置及びその他の特別措置を活用する場合には、引き続き計画を策定し、当該特別措置に係る事項を計画に定めることが必要となることに留意いただきたい。

また、都道府県の判断により自立促進方針を策定しない場合には、過疎地域の市町村は都道府県に自立促進方針を策定するよう要請することができるものとし、要請があったときは、都道府県は速やかに自立促進方針を定めるものとしているところであり、都道府県はあらかじめ管内の過疎地域市町村と十分な連絡調整等を図るよう留意いただきたい。

（法第5条、第6条、第7条、第15条）

2 本改正法により、過疎法の失効期限を6年間延長していることから、新たに自立促進方針、市町村計画及び都道府県計画を定める際には、その期間は平成22年4月1日から平成28年3月31日までの6箇年間とすることが適当である。

### 第3 財政上の特別措置の拡充に関する事項

1 過疎対策事業債の対象施設として、次に掲げるものを追加している。

- (1) 認定こども園
- (2) 図書館
- (3) 太陽光、バイオマスを熱源とする熱その他の自然エネルギーを利用するための施設  
具体的には、次に掲げるもので公用又は公共用に供するもの（地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）第37条第4号及び第5号に掲げる事業（電気事業及びガス事業）を行う公営企業に係るものを除く。）とする。
  - ① 太陽光を電気に変換するための施設又は設備
  - ② 風力を発電に利用するための施設又は設備
  - ③ 水力を発電に利用するための施設又は設備
  - ④ 地熱を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用するための施設又は設備
  - ⑤ 太陽熱を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用するための施設又は設備
  - ⑥ 大気中の熱その他の自然界に存する熱（前2号に掲げるものを除く。）を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用するための施設又は設備
  - ⑦ バイオマス（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成21年政令第222号）第4条第7号に規定するバイオマスをいう。）又はバイオマスを原材料とする燃料を熱源とする熱を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用するための施設又は設備
  - ⑧ バイオマスを原材料とする燃料を製造するための施設又は設備
- (4) 市町村立の幼稚園

また、過疎対策事業債の対象施設のうち、公立の小学校又は中学校の校舎、屋内運動場、寄宿舎、教職員住宅、通学用自動車又は渡船施設並びに学校給食施設及び設備については、従来、小中学校を適正な規模にするための統合に伴うものに限定していたが、今回、この統合要件を撤廃している。

（法第12条第1項、令第6条第5項及び第6項）

2 以上のほか、過疎対策事業債の対象をいわゆる「ソフト事業」に拡充し、地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業として過疎地域の市町村が市町村計画に定めるもの（当該事業の実施のために地方自治法第241条の規定により設けられる基金の積立てを含む。以下「過疎地域自立促進特別事業」という。）の実施につき当該市町村が必要とする経費（出資及び施設の整備につき必要とする経費を除く。）については、地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条各号に規定する経費に該当しないものについても、人口、面積、財政状況その他の条件を考慮して総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内に限り、地方債をもってその財源とすることができることとしている。

ソフト事業を実施する財源として過疎対策事業債を活用する場合には、上記改正の

趣旨を踏まえ、市町村計画を策定するにあたって当該ソフト事業の位置付けや、事業内容、期待される効果などをできるだけ具体的に明らかにし、実効性の高い計画とすることが求められる。

なお、過疎対策事業債（ソフト分）の取扱の詳細については、別途通知する。

（法第12条第2項）

#### 第4 減価償却の特例の拡充等に関する事項

1 過疎地域内において、租税特別措置法の定めるところにより国税（所得税・法人税）の特別償却を行うことができる事業のうち、ソフトウェア業を除外し、新たに情報通信技術利用事業（コールセンター）を追加している。

（法第30条）

2 地方税法（昭和25年法律第226号）第6条の規定により、地方公共団体が、過疎地域内において行う事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税をした場合に、その減収分に対し、3年間地方交付税により補てんする措置の対象業種のうち、ソフトウェア業を除外し、新たに情報通信技術利用事業（コールセンター）を追加している。

（法第31条）

3 地方公共団体が過疎地域等において小学校、中学校等の用に供する施設について国の普通財産の無償貸付を受けることができる期限を6年間延長し、平成28年3月31日としている。

（改正令第2条（国有財産特別措置法施行令（昭和27年政令第264号）第1条第2項））

#### 第5 市町村の廃置分合又は境界変更に関する事項

1 平成22年4月1日以降に過疎地域の市町村の廃置分合又は境界変更（以下「廃置分合等」という。）があった場合において、当該廃置分合等により新たに設置され、又は境界が変更された市町村（以下「廃置分合等市町村」という。）が、次の(1)から(4)までの基準のいずれにも該当するときには、法第2条第1項第2号の規定による過疎地域の市町村に該当しない場合であっても、過疎地域とみなして本法を適用する。

(1) 廃置分合等市町村の区域の平成17年の人口が、昭和35年の人口より減少しており、かつ、昭和55年の人口より減少していること。

(2) 廃置分合等市町村について算定した、廃置分合等があった日の属する年度前直近3箇年度の財政力指数の平均が0.56以下であること。

なお、廃置分合等があった日の属する年度前直近3箇年度の財政力指数の平均が0.56を超え0.70以下である廃置分合等市町村については、廃置分合等市町村となった日の属する年度から5箇年度間において過疎地域とみなすこととしている。

(3) 廃置分合等市町村の区域の交通通信、生活環境、高齢者等の保健及び福祉、医療、教育並びに地域文化等に関する施設等の整備が不十分なため、住民福祉の向上が阻害されていること。

(4) 廃置分合等市町村が次のいずれかに該当すること。

- イ 廃置分合等市町村の区域の平成17年の人口を廃置分合等前に過疎地域であった区域の平成17年の国勢調査の人口等で除して得た数値が3以下であること
- ロ 廃置分合等市町村の区域の面積を廃置分合等前に過疎地域であった区域の面積で除して得た数値が2以下であること。

(法第33条第1項、施行規則)

- 2 市町村の合併の場合には、上記基準に該当しないものであっても、当該市町村の合併が行われた日の前日において過疎地域であった区域を過疎地域とみなし、本法を適用する。

(法第33条第2項、第34条、令第12条)

## 第6 法の失効期限の延長及び経過措置等に関する事項

- 1 本改正法は、平成22年4月1日から施行する。ただし、失効期限の延長に係る改正規定は、本改正法の公布の日（平成22年3月17日）から施行する。

(改正法附則第1条)

- 2 過疎法の失効期限について6年間延長し、平成28年3月31日とする。

(法附則第3条)

- 3 本改正法による改正前の過疎法の規定に基づく過疎地域の市町村の区域内において、地方公共団体が、ソフトウェア業の用に供する設備を平成22年3月31日以前に新増設した者に係る事業税、不動産取得税若しくは固定資産税について課税免除若しくは不均一課税をした場合においては、従前の例により地方交付税による減収補てん措置を講ずることとしている。

(改正令附則第2条)

- 4 このほか、本改正法の施行に伴い、地方交付税法、農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号）、総務省設置法（平成11年法律第91号）等関連する法律及び内閣府において経費の配分計画に関する事務を行う事業等を定める政令（昭和47年政令第183号）、総務省組織令（平成12年政令第246号）等関連する政令について所要の改正を行っている。

(改正法附則第5条から第9条まで、改正令第3条から第6条まで)